

一般社団法人海洋産業研究・振興協会 会員規程

(目的)

第1条 一般社団法人海洋産業研究・振興協会定款第5条、第6条、第7条及び第8条にもとづき、会員の種別、入会、会費等に関する必要な事項を次のとおり定める。

(会員の種別及び権利)

第2条 会員の種別は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、総会に構成員として出席し、本会の運営に参画するとともに、本会の各種事業に参加することができる。

3 賛助会員は、本会の各種事業のうち、情報サービスを楽しむことができる。

(入会)

第3条 正会員又は賛助会員になろうとするものは、所定の様式により、会員代表者の記載を含む入会申込書を理事会に提出し、その承認を得るものとする。

2 入会申込書は、事務局で受理し、理事会に提出するものとする。

3 入会申込書の他に、会社概要等事業内容がわかる書類を提出するものとする。

(会員の種別変更)

第4条 現に賛助会員たるものが正会員になろうとするとき、又は、現に正会員たるものが賛助会員になろうとするときは、所定の様式により、会員種別変更届を提出するものとする。

2 会員種別変更届は、事務局で受理し、理事会に提出するものとする。

(会員代表者の変更)

第5条 会員代表者を変更する場合は、すみやかに所定の様式により、変更届を提出するものとする。

(入会金)

第6条 新規会員は、入会時に入会金20,000円を納めるものとする。

(会費)

第7条 会費は、年額1口あたり100,000円とし、正会員は4口以上、また、賛助会員は1口以上とする。

(会費の納入)

第8条 会費の納入は、原則として、年一回とし、上期又は下期に納入するものとする。ただし、新規会員は入会后すみやかに納入するものとする。

(退会)

第9条 会員が本会を退会しようとするときは、所定の様式により、退会届を提出するものとする。会員の退会は、任意に、いつでもすることができる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (2021年6月15日)

1 本規程の題名及び第1条を改める規定は、2021年7月22日より施行する。

2 前項に掲げる規定以外の規定は、2021年6月15日より施行する。

附 則（２０２２年３月１１日）

この規定は、２０２２年３月１１日より適用する。